

選 択 約 款

(家庭用ガス温水暖房契約)

令和 1 年 10 月 1 日

沼田ガス株式会社

目 次

1.	目 的	1
2.	この選択約款の変更	1
3.	用語の定義	1
4.	適用条件	2
5.	契約の締結	2
6.	使用量の算定及び通知	2
7.	料 金	2
8.	設置について	3
9.	単位料金の調整	3
10.	そ の 他	4
(付 則)		
1.	実施期日	5
(別 表)		
1.	早収料金の算定方法	6
2.	料 金 表	7

1. 目 的

この選択約款は、ガスを用いた家庭用ガス温水暖房をご使用いただくお客さまむけにガス料金、その他の供給条件を定めたものです。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のこの選択約款によるものとし、(3) 及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「家庭用ガス温水暖房」（以下「温水暖房」といいます。）とは、エネルギー源としてガスを使用し、4. (1) ①の専用住宅または4. (1) ②の併用住宅の居住部分にて、温水を循環させて暖房を行う機能を有する熱源機により、配管で温水を供給して暖房を行う機器をいいます。なお、浴室乾燥機は含まれません。
- (2) 「居室」とは、居住の目的のために継続的に使用する室をいいます。
- (3) 「専用住宅」とは、住居の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (4) 「併用住宅」とは、店舗、作業場・事務所などを業務に使用するために設備された部分と居住の目的に使用する部分とが結合している住宅をいいます。
- (5) 「その他期」とは、5月から11月分（4月検針日の翌日から11月検針日まで）をいい「冬期」とは、12月～4月（11月検針日の翌日から4月検針日まで）をいいます。
- (6) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「消費税率」とは消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (5) 「当社（導管部門）」とは、ガス事業法第2条第5項に規定される事業を営む当社の部門を指します。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

(1) 温水暖房を以下のいずれかの条件で使用されること。

①専用住宅で使用する。

②併用住宅で、業務部分と住居部分に分離して住宅部分に専用でガスメーターが設置されていて、住居部分で使用する。

5. 契約の締結

(1) お客さまは、この選択約款を承諾のうえ、当社に使用を申し込んでいただきます。

(2) 契約期間は次の期間といたします。

①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の定例検針日までといたします。

②ガス小売供給約款に定める契約（以下「一般契約」といいます。）または他の選択約款からこの選択約款へ変更した場合は、この選択約款の契約期間は、変更の日の翌日からその変更日の属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の定例検針日までといたします。なお、変更前の契約の契約期間は、この選択約款への変更日までといたします。

③契約期間満了に先立って解約または変更の申し込みがない場合は、契約は契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

(3) 当社は、この契約の契約期間満了前に解約または一般契約への変更をされたお客さまが、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が契約の解約の日または一般契約への変更の日から 1 年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません（（4）において同じ）。

(4) 当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。

(5) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款、一般契約または他の選択約款に基づく料金を、一般契約に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

(6) 当社（導管部門）は、一般契約に定める検針の他、契約変更があった日に検針を行います。

6. 使用量の算定及び通知

当社は、当社（導管部門）より通知を受けた使用量をお客さまへ通知いたします。なお、その使用量は次のとおり算定いたします。

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料金

(1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して 20 日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を 3 パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」とい

- います。)を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

8. 設置について

- (1) 当社は、温水暖房が設置されているかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り住宅への立ち入りを承諾していただきます。
- (2) 温水暖房を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡いただきます。なお、温水暖房を取り外した場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものとみなします。

9. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。

この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.078 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.078 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記イ、ロの算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格(トン当たり)

59,100円

②平均原料価格(トン当たり)

別表第1(3)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9192 + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0888$$

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

10. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

(付 則)

1. 実施期日

この選択約款は、令和1年10月1日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、令和1年9月30日以前から継続して契約し、料金算定期間の末日が令和1年10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金は、令和1年9月30日まで適用の選択約款に基づき算定するものと致します。

(別 表)

1. 早収料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(2) 従量料金は、基準単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した、その他期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した、その他期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した、その他期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した、その他期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した、その他期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した、その他期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した、その他期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。

(4) 調整単位料金を算定しなかった場合、冬期基準単位料金は、料金算定期間の末日が冬期に属する料金に適用し、その他期基準単位料金は、料金算定期間の末日がその他期に属する料金に適用いたします。

2. 料金表

(1) 基本料金 (1 か月につき)

	冬 期	そ の 他 期
0 m3 から 4 m3 まで	8 2 5 . 0 0 円	8 2 5 . 0 0 円
5 m3 から 1 1 m3 まで	1 , 2 2 5 . 6 2 円	1 , 2 2 5 . 6 2 円
1 2 m3 から 2 4 m3 まで	1 , 4 5 9 . 2 7 円	1 , 4 5 9 . 2 7 円
2 4 m3 を超える場合	3 , 3 0 0 . 0 0 円	2 , 8 6 0 . 0 0 円

(2) 基準単位料金

	冬 期	そ の 他 期
0 m3 から 4 m3 まで	4 0 8 . 3 2 円	4 0 8 . 3 2 円
5 m3 から 1 1 m3 まで	3 0 8 . 1 2 円	3 0 8 . 1 2 円
1 2 m3 から 2 4 m3 まで	2 8 6 . 9 1 円	2 8 6 . 9 1 円
2 4 m3 を超える場合	2 0 8 . 3 7 円	2 2 2 . 3 4 円

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとに、9 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします